

吹田市バリアフリー基本構想策定会議設置要領

(目的)

第1条 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成18年法律第91号）に基づき、本市が行う鉄道駅の周辺等、福祉のまちづくりを重点的かつ一体的に進める地区（以下「重点整備地区」という。）の吹田市バリアフリー基本構想（以下「基本構想」という。）の策定及び改定に資するために必要な意見、または助言を聴取するため、吹田市バリアフリー基本構想策定会議（以下「策定会議」という。）を設置する。

(意見等を聴取する事項)

第2条 策定会議は、次に掲げる事項について関係者の意見を集約する。

- (1) 重点整備地区の範囲に関する事項
- (2) 重点整備地区の優先順位に関する事項
- (3) 基本構想に関する事項

(構成)

第3条 会議は、委員30人以内で構成する。

2 策定会議の委員（以下「委員」という。）は次の各号に掲げる者のうちから、市長が選任する。

- | | |
|------------------------------------|------|
| (1) 学識経験者 | 3人以内 |
| (2) バリアフリー市民会議等から推薦された者及び公共的団体の代表者 | 8人以内 |
| (3) 介護又はボランティア経験のある公募市民 | 2人以内 |
| (4) 子育て中又はその経験のある公募市民 | 2人以内 |
| (5) 関係行政機関の職員 | 3人以内 |
| (6) 関係公共交通機関の職員 | 6人以内 |
| (7) 関係部長 | 6人以内 |

3 委員の選任期間は、基本構想の策定時又は改定時とする。

4 委員は、再度選任することができる。

5 2項の2の規定は（吹田市バリアフリー基本構想策定会議における構成に関する基準）に定めるところによる

(委員長及び副委員長)

第4条 策定会議に委員長及び副委員長を置き、委員のうちから市長が指名する。

(会議)

第5条 策定会議は市長が招集する。

- 2 委員長は、策定会議の議長となる。
- 3 副委員長は委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

(部会)

第6条 策定会議に必要な応じ、部会を置くことができる。

- 2 部会に属するべき委員は、市長が選任する。
- 3 部会に部会長及び副部会長を置き、当該部会に属する委員のうちから委員長が指名する。
- 4 部会長は、当該部会の議長となる。また当該部会における意見や助言の内容を会議に報告する。
- 5 部会の運営については、前条の規定を準用する。

(委員以外からの意見の聴取等)

第7条 策定会議又は部会は、必要があると認めるときは、委員以外の者に会議への出席を求めてその意見若しくは説明を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(報償)

第8条 委員の報償は、無償とする。ただし、第3条第2項中第1号から第4号までの委員の報償は、予算の範囲内で支払うものとする。

- 2 アドバイザーの報償は、予算の範囲内で支払うものとする。

(庶務)

第9条 策定会議の庶務は、土木部総務交通室において処理する。

(委任)

第10条 この要領に定めるもののほか、策定会議の構成及び運営に関し必要な事項は、土木部長が定める。

附 則 平成13年11月30日制定

この要領は、平成13年11月30日から施行する。

附 則 平成19年 5月23日改正

この要領は、平成19年 5月28日から施行する。

附 則 平成19年11月13日改正

この要領は、平成19年11月13日から施行する。

附 則 平成24年4月17日改正

この要領は、平成24年4月17日から施行する。

附 則 平成25年2月28日改正

(施行期日)

1 この要領は、平成25年2月28日から施行する。

(経過措置)

2 この要領の施行の日（以下「施行日」という。）の前日において、旧要領第3条第2項の規定により、吹田市バリアフリー基本構想策定委員会の委員に委嘱されていた者は、施行日において、この要領第3条第2項の規定により、吹田市バリアフリー基本構想策定会議の委員に選任された者とみなす。この場合において、当該委員の選任期間は、同条第3項本文の規定によるものとする。

附 則 平成26年 4月 1日改正

この要領は、平成26年 4月 1日から施行する。

附 則 平成28年 4月 1日改正

この要領は、平成28年 4月 1日から施行する。

附 則 平成29年 4月 1日改正

この要領は、平成29年 4月 1日から施行する。